

PF 小角散乱ユーザーグループ規定

(目的)

第 1 条 本規定は、高エネルギー加速器研究機構放射光実験施設（以下、PF という）を共同利用するユーザーのアソシエーション（以下、PF-UA という）会則に基づき設置された小角散乱ユーザーグループ（以下、SAXS-UG という）の組織・運営を定めることを目的とする。

(引用)

第 2 条 この規定の上位となる文書

(1) PF-UA 会則 第 5 章 2 1 条～2 3 条

(SAXS-UG の構成)

第 3 条 本 SAXS-UG は、PF の小角散乱ビームラインを共同利用し共同利用支援システムによってユーザー登録が完了している会員（以下、SAXS-UG 会員という）をもって構成する。

(活動目的)

第 4 条 PF-UA 会則第 5 章 2 1 条～2 3 条の定めに従い、小角散乱全般に関連する学術及び産業利用の進歩発展を図り、以て、科学技術の向上に寄与することを活動目的とする。

(SAXS-UG の活動)

第 5 条 本 SAXS-UG は、前条の活動目的を達成するため、PF スタッフと緊密に連携し、以下の活動を行う。

- (1) PF スタッフが行なう SAXS ビームラインの維持・高度化・運営活動への支援と協力
- (2) PF 研究会の企画と開催
- (3) 講習会、実験実習、その他小角散乱に関連するアウトリーチ活動の実施及び協力
- (4) SAXS-UG 会員の交流
- (5) SAXS-UG 会員が参加資格を持つ定例の SAXS-UG ミーティングを毎年 3 月に開催する。
- (6) その他、SAXS-UG の活動目的を活性化するために必要な活動

(SAXS-UG 役員)

第 6 条 本 SAXS-UG に、代表、副代表及び幹事からなる SAXS-UG 役員をおく。

2. 代表は、SAXS-UG 幹事の中から互選により決める。
3. SAXS-UG 幹事の中から 1 名以上 3 名以内を副代表として選出し、代表に事故・傷病等の対応できない事態が発生した際には、その職務を代行することができる。
4. 副代表は、小角散乱を利用する科学技術の主要各分野から各々 1 名を、SAXS-UG 幹事の中から互選により決める。
5. 代表は SAXS-UG に関わる会務を総括する。副代表は代表を補佐し、必要に応じて代表の職務を代行する。SAXS-UG 幹事は代表・副代表を補佐し会務を遂行する。
6. SAXS-UG 幹事は、小角散乱を利用する科学技術の主要各分野から各々 1～4 名を選ぶ。次期 SAXS-UG 幹事候補者の推薦は、当期の SAXS-UG 役員会によって行い、毎年 3 月に行なわれる定例の SAXS-UG ミーティングにて承認される。
7. 代表・副代表の選出は、毎年 3 月に行なわれる定例の SAXS-UG ミーティング後に開催される SAXS-UG 役員会で行う。

8. 代表・副代表・幹事の任期は、定例の SAXS-UG ミーティングの年から 2 年後の SAXS-UG ミーティングまでとし、再任を妨げない。
9. 代表は、退任した次年度、原則として SAXS-UG 幹事に残留する。
10. SAXS-UG 役員に顧問を加えることができる。

(SAXS-UG 役員会)

第 7 条 代表は、必要と認めた場合或いは SAXS-UG 会員から開催の要求があった場合、SAXS-UG 役員会を招集する。SAXS-UG 役員会は、SAXS-UG 役員で構成する。SAXS-UG 役員会の議長は SAXS-UG 代表がこれにあたる。

2. SAXS-UG 役員会は、委任状を含め SAXS-UG 幹事会構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立とする。
3. SAXS-UG 役員会の議決は、出席した SAXS-UG 役員会構成員の過半数をもって決する。議長は可否同数の場合にのみ、議決に加わる。
4. SAXS-UG 代表は、通常 SAXS-UG 役員会に代えて、書面又は電磁的記録により審議する場を設けることができる。その場合、SAXS-UG 役員会構成員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした際には、当該提案を可決する旨の SAXS-UG 役員会の同等の決議があったものとみなす。
5. SAXS-UG 役員会は、下記の会務を遂行する。
 - (1) 代表・副代表・顧問の解任・選出
 - (2) 第 5 条に掲げる事業の推進
 - (3) SAXS-UG 規定案の作成、SAXS-UG 規定の改定案・廃止案の作成
 - (4) PF-UA 運営委員の推薦
 - (5) PF-UA ユーザーグループ継続申請書 兼 趣意書の作成
 - (6) 定例 SAXS-UG ミーティングへの SAXS-UG 幹事候補者の推薦
 - (7) 臨時 SAXS-UG ミーティングへの幹事の解任審議の要請
 - (8) その他

6. 代表は、SAXS-UG 役員会の議事進行に必要と認めた者及び SAXS-UG 役員会の傍聴を希望する SAXS-UG 会員を、SAXS-UG 役員会に出席させることができる。
7. SAXS-UG 幹事のうち、議事録作成担当者は会議の議事録を作成し、その内容を SAXS-UG 役員会で承認する。議事録には、会議名称・日時・場所・議長名・出席者名・議題・結論を記載し、必要により会議目的（招集理由）・議論内容・参考意見特記・記録者名・次回会議日程を記載する。
8. 議事録は電磁的記録で保管する。保管場所は PF の SAXS ホームページ、保管期間は 10 年間とする。

(UG 活動期間)

第 8 条 本 SAXS-UG は、PF-UA 会則 第 5 章第 2 1 条に基づき設置され、その活動期間は PF-UA 会則第 5 章第 2 3 条に定められた 5 年間とする。その後の活動期間を延長するためには、PF-UA 会則第 5 章第 2 3 条に定められた通り、「PF-UA ユーザーグループ継続申請書 兼 趣意書」を PF-UA 運営委員会に提出しなければならない。現在、**2017 年 4 月 1 日から 5 年間継続中。**

(活動報告、活動計画)

第 9 条 代表は、本 SAXS-UG の活動報告及び活動計画を作成し、SAXS-UG 役員会で承認後、毎年 3 月に行なわれる定例の SAXS-UG ミーティングにて SAXS-UG 会員に報告する。

(改定・廃止手順)

第 10 条 代表は、本規定の改定又は廃止を必要と認めたとき、SAXS-UG 役員会において検討する。

(最新版の管理)

第 11 条 本規定の最新版は電磁媒体で保管し、常に SAXS-UG 会員が閲覧できるようにする。

2. 本規定は PF の SAXS ホームページで公開する

(文書の見直し)

第 12 条 代表は、少なくとも 2 年に 1 回、SAXS-UG 役員会において本規定の見直しに関する審議を提案する。

付 則

1. 本規定は、2020 年 3 月 1 日から施行する。